

令和4年度 浦安市立北部小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取り組みを行い、未来に向かって夢をもち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

①いじめの定義等

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条】

また、児童は

いじめを行ってはならない

こと、さらに、学校及び学校の教職員の責務として

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

ことが、「いじめ防止対策推進法」に示されている。

②いじめの理解

ア いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうるものである。

イ いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験しうるものである。

ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じうるものである。

エ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在しうるものである。

オ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくい判断しにくい形で起きうるものである。

③いじめの認知

ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

イ 外見的には、じゃれあいやけんかのように見えることでも、表面的・形式的に対応することなく、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。具体的ないじめの態様は、次のようなも

のがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

ウ いじめであるかどうかの判断は、学校が設置するいじめを認知する組織を活用し、組織的に行う。これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。警察に相談・通報の上、連携して対応をとる。

④いじめの解消についての判断

- ア 児童同士の謝罪をもって安易に解消としない。
- イ いじめが「解消している」状態については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている場合とする。
- ウ 判断する時点については、「いじめに係る行為が止んでいる」状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

(2) 基本施策

①いじめの未然防止のための取り組み

ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について学年会や生徒指導部会、職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。
- ・児童生徒に対して、全校朝会、学年集会や学級活動等で校長や教員が日常的にいじめの問題（人権問題）について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育む。それとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【豊かな心】

- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響をあたえているかを判断して行動できる力等、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。 【豊かなかかわり】

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意 → 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

- ・授業についていけない焦りや劣等感等がストレスの要因になることを踏まえ、一人一人を大切にされた分かりやすい授業づくりを進める。 【確かな学力】
- ・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動や読書等で発散したり、誰かに相談したりする等、ストレスを適切に対処できる力を育む。 【健やかな体】
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- エ 自己有用感や自己肯定感を育む → **居場所づくり、絆づくり**
- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、児童生徒の自己有用感を高める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験ができる場を積極的に設ける。 【豊かな心・豊かなかかわり】
- オ 児童自らがいじめについて学び、考える → **「いのちを大切にするキャンペーン」の活用**
- ・道徳の教材や校外外でおきた問題等で児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。(班での話し合いで、最近の学級の雰囲気について話し合わせる等)
- カ 日頃からの児童の見守りや児童との信頼関係の構築等に努め、学習中や休み時間の中等で児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。また保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

②いじめの早期発見のための措置

- ア 上記2(1)②「いじめの理解」を定期的に再認識する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、認知する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。随時、教育相談を受け、話を聞く機会を設ける。
- エ 相談窓口の周知
- ・保健室やスクールライフカウンセラーによる相談室（エプロンルーム）の利用、電話相談窓口について周知する。

「24時間子供SOS相談ダイヤル」	0120-0-78310
「よりそいホットライン」	0120-279-338
「千葉県子どもと親のサポートセンター」	0120-415-446
「浦安市いじめ110番」	0120-211-380
「浦安市適応指導教室」	047-351-1151
「子どもの人権110番」	0120-007-110
「ヤング・テレホン」	03-3580-4970
「千葉いのちの電話」	043-227-3900
「チャイルドライン千葉」	0120-99-7777
「北部小学校」（伝えやすい先生でよい）	047-351-0961

- ・浦安市による「いじめメール相談」の利用について周知する。

利用方法 浦安市ホームページ（トップページ）より
 →上段、左から2つ目「子育て教育」を選択
 →右側の「いじめ110番」のバナーを選択
 →「いじめメール相談入力フォーム」を選択

- オ アンケートによる調査（年4回／実施時期 6月、9月、12月、3月）
- ・生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人一人の状況を把握する。
- カ 地域や中学校区等との協力
- ・民生委員、学校評議委員との協議及び中学校区生徒指導対策会議等で情報交換をし、地域全体で見守る体制づくりをする。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

- ア 職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修の充実を図る。
- イ スクールライフカウンセラー等を活用し、職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、教員、保護者、地域が協力して直ちに削除依頼する等の措置をとる。
- イ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう、児童及びその保護者に対して、必要な啓発活動を行う。
 - ・ 道徳の授業でインターネットや携帯電話を適切に使用できるようDVD教材を利用した学習を行う。
 - ・ 夏季、冬季休業前に配付する「充実した過ごし方」の手紙や学年のしおり等にインターネットや携帯電話の適切な使い方を記載し、保護者会等で周知徹底を図る。

(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、「生徒指導部」では次の機能を担う。

①組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。
- オ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

②組織の構成

- ア 学校基本方針等の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、スクールライフカウンセラー、(PTA会長)、(警察)、(学校医等)
--

- イ 日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）……生徒指導部

教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールライフカウンセラー、長欠対応担当教員
--

- ウ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議（当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

校長、教頭、生徒指導主任、関係学年主任、担任、関係学年の職員 (その他必要に応じて、教務主任、養護教諭、部活動顧問、スクールライフカウンセラー、子ども家庭支援センター、学びサポート等関係機関等)
--

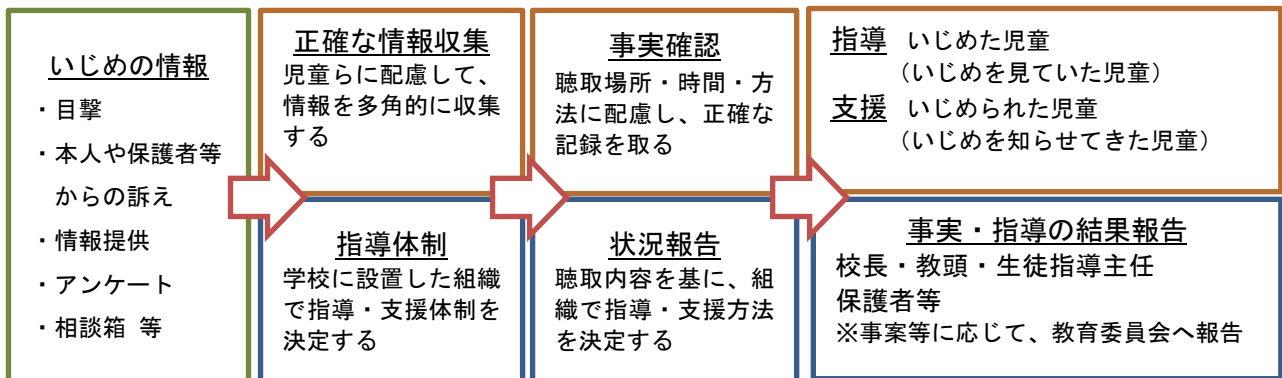
③いじめに対する措置

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

④いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ウ 発見・通報を受けた教員はひとりで抱え込まず、生徒指導部や該当学年職員と直ちに情報を共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係児童から聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。
- エ 事実確認及び指導の結果を当該組織に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡し、今後の学校との連携方法について話し合う。

○組織的ないじめ対応の流れ



⑤児童への指導・支援及び対応

- ア いじめられた児童・いじめを知らせてきた児童への対応
 - ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・ 指導後に再びいじめが行われていないか、定期的に声掛けや見守り等をし、児童の様子や変化等に留意し、継続的に支援する。
 - ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- イ いじめた児童への対応
 - ・ いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。それとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
 - ・ いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向ける。
 - ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導する等し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
 - ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等と連携して対処する。
- ウ いじめを見ていた児童への対応
 - ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、大人への相談や通報は適切な行為であり、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき

※年間の欠席日数が30日を目安とする。また、一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手する。

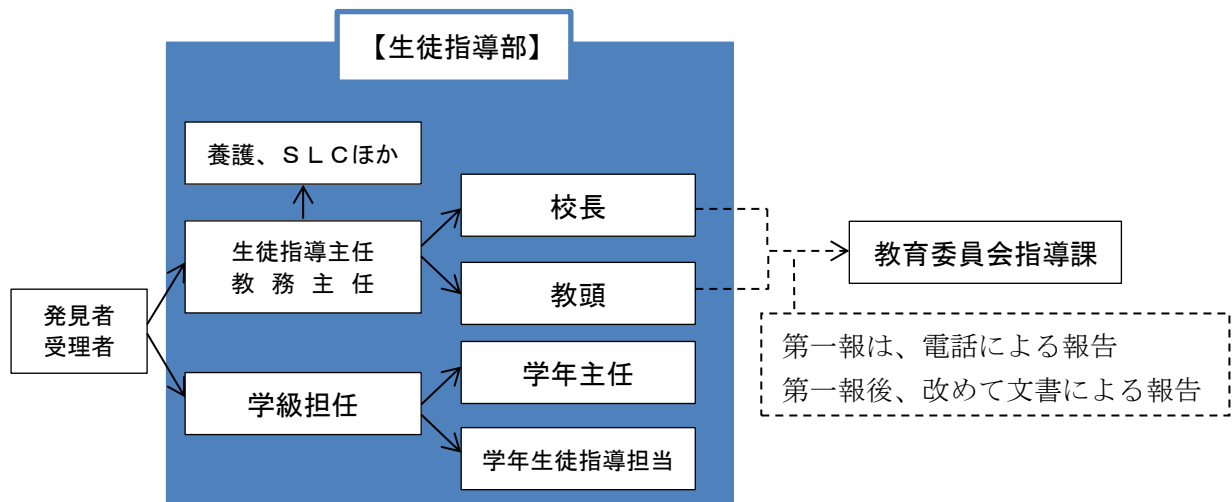
③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

※その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる

(2) 対処手順

- ①下記「重大事態発生時の連絡体制」について、校内での情報共有を行う。
- ②重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ③教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ④調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、支援を図る。
- ⑥調査結果を教育委員会指導課に報告する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制



4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。